

議案第30号

## 幸手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

幸手市固定資産評価審査委員会条例（昭和56年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「固定資産評価審査委員規程」を「固定資産評価審査委員会規程」に改める。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

固定資産の価格に係る不服についての審査手続において、申出人が提出する書面への押印及び署名の省略並びに文言の整理をしたいので、この案を提出するものである。